

KAWARA-BAN

The citizen's committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/APR/23th

実作業に着手開始！



条例骨子づくり開始

4月23日、今回の委員会から条例の骨子作りという具体的な作業に入りました。過去3回のワークショップを念頭に置きながら、今回の骨子は条例に何を盛り込むのか？その項目名を先に出し合い、（章となる）まとまりを見つけて出します。ポイントは項目案を全員が次々と出し合い、それらを短冊に書き出す。次に、ロールプレイングでKJ法を応用しながら項目案を整理していく「あでもない」「これはこうだね」と活発に議論しました。

普通なら、条例の名称を先に決めたり、条文番号や項目体系を考えていくといった「上から下へ」と作っていくのではしきりが、当委員会では、まず盛り込みたい内容からまとまりを見つけていくという「ボトムアップ」で条例の骨子を作っています。大切な本条例」というゴールへ向け、新しいステップを進み始めました。

「市民に受け入れられる自治基本条例」というゴールへ向け、新しいステップを進み始めました。そこで、試しに他の前文だけを複数比較し読んでみると、各自治体の地域性や背景も滲み出ているうえ、市民の想いが凝縮され綴られただけに、素晴らしい文章が多いです。

4月23日、今回の委員会では前文を作りません」といっておりましたが、前文も市民委員会で作りこんでしまった場合、夏以降、具体的に条例文案を検討していく別の委員会が、文言の言い回しばかりの議論になるのを避けるためです。前文に高松の未来を高らかに謳うことは、誰もが耳に心地よくやりたい部分ですが、私たちには難しいけれど条例そのものの体系に何を盛り込むかに集中するという方針です。自治基本条例で分かりやすく特徴が出る部分は前文だけだとする意見もあります。内容を深く理解すればそうは思わないのですが、「言うは易し、行うは難し」。具体的な制度の裏付けが必要としない部分なので、取り組みやすく、市民からも目に留まりやすい部分なんです。

さて、議論は早くも佳境。委員から「少子高齢化や過疎化をどう発言です。理由は、思いだけではなく、制度に繋がる条例の全体構造そのものを重視することと、前文も市民委員会で作りこんでしまった場合、また社会環境が多少変わっても、その都度改正しなくても対応できる普遍性と継続性が議論されました。また、誰にでも受け入れられるために、一定の制限を設けた条文を含まない条例を作ってしまうと、間違った方向に進んだ場合の制御が効かなくなことが指摘されました。市民が常に正しい判断をするのか？ ポピュリズム（大衆迎合主義）にならないか？など、深い部分にまで及び、みな頭から煙が出します。言葉の定義についてもまだまだ検討余地があります。コミュニケーションはどう違うのか？論点とは？実はとても難しい課題です。また、「協働」という言葉はどこまで浸透しているのか？参加と参画はどう違うのか？論点は尽きません。更に、総合計画などの「まちづくり」で言及される部分にも意見が出ることがあります。意見は尊重しながら、自治基本条例とは何ぞやと常に問い合わせながら委員会では議論しています。百聞は一見にしかずです。傍聴するなら今が一番面白いかもしれませんよ。

委員から一言



公募委員として
住民自治を目指す

地方分権を見据えた市政運営の基本ルールを考える立場に立てたことを嬉しく思っております。数少ない公募委員でありますので、特定の団体や考え方によると縛られることなく、市民の参画と協働による住民自治の実現を目指して頑張ります。今後は、お互いを理解しながら、対話を重ね、ゴールまでの過程を大切にします。

山田 晋平

●委員会の今後の予定

第6回委員会 5月 8日（木）市役所3階32会議室
第7回委員会 5月21日（水）市役所11階職員研修室
上記会議以外にも、広報を含め市民参画の理念を実現化するために情報の公開に市民委員会として努めていきます。

傍聴は自由ですので、是非気軽にお越し下さい。

■編集 ■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会

この瓦版に対するご意見は

担当：立野 neworder610@yahoo.co.jp に
件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL 087-839-2135